

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても令和3年度から加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
3. 介護職員処遇改善に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

3の「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当事業所としての取り組み
資質の向上	定期的なミーティングや研修機会の確保	定期的なミーティングやスキルアップの為の研修の機会の構築
	資格取得のための支援の実施	当事業所での実務経験が5年以上の介護職員に対し、資格取得の為の費用を負担（費用負担額については、勤務態度等を考慮して各人ごとに決定）
労働環境 処遇の改善	入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	幅広い採用の仕組みの構築	中高年層等の幅広い層からの人材の受け入れを行なっている
	両立支援・多様な働き方の推進	子供の急な病気等による欠勤に対する勤務体制の変更を柔軟に行なっており、子連れ出勤も可としている
	5S活動等の実践による職場環境の整備	月に1回外部監査者による職場の環境チェックを行い、職場環境の整備に努めている
	腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援及び研修等による腰痛対策の実施
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	